

科学研究費補助金取扱規程第4条第2項の

特定給付金等を定める件

改正 平成22年3月30日

(特定給付金)

第1条 科学研究費補助金取扱規程（昭和40年3月30日文部省告示第110号。以下「規程」という。）第4条第2項の規定による特定給付金のうち、文部科学省又は文部科学省の所管する独立行政法人が交付するものは、次に掲げる事業等により交付される給付金（以下「文部科学省関係給付金」という。）とする。

- (1) 規程第3条第2項に係る科学研究費補助金を財源として独立行政法人日本学術振興会が行う事業
- (2) 戦略的創造研究推進事業（「社会技術研究開発事業」を含む）
- (3) 科学技術振興調整費
- (4) 地球観測システム構築推進プラン
- (5) 原子力システム研究開発事業
- (6) キーテクノロジー研究開発の推進
- (7) 世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）
- (8) 大学院教育改革推進事業（うちグローバルCOEプログラム）
- (9) 政策や社会の要請に対応した人文・社会科学研究推進事業
～近未来の課題解決を目指した実証的社会科学研究の推進～
- (10) 特色ある共同研究拠点の整備の推進事業
- (11) 海洋資源の利用促進に向けた基盤ツール開発プログラム
- (12) 原子力基礎基盤戦略研究イニシアティブ
- (13) 地球規模課題対応国際科学技術協力事業
- (14) ナノテクノロジーを活用した環境技術開発
- (15) 戦略的国際科学技術協力推進事業（共同研究型）
- (16) 研究成果最適展開支援事業
- (17) 宇宙利用促進調整委託費
- (18) 先端的低炭素化技術開発
- (19) 産学イノベーション加速事業
- (20) 最先端研究開発支援プログラム

2 規程第4条第2項の規定による特定給付金のうち、文部科学省関係給付金以外のも
のは、次に掲げる事業等により交付される給付金とする。

- (1) 食品健康影響評価技術研究
- (2) 戦略的情報通信研究開発推進制度
- (3) 地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業
- (4) 新たな通信・放送事業分野開拓のための先進的技術開発支援
- (5) 民間基盤技術研究促進制度
- (6) 消防防災科学技術研究推進制度
- (7) 厚生労働科学研究費補助金
- (8) 保健医療分野における基礎研究推進事業
- (9) 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
- (10) イノベーション創出基礎的研究推進事業
- (11) 産業技術研究助成事業
- (12) 大学発事業創出実用化研究開発事業
- (13) 石油・天然ガス開発・利用促進型事業
- (14) 地域イノベーション創出研究開発事業
- (15) 省エネルギー革新技术開発事業
- (16) 運輸分野における基礎的研究推進制度
- (17) 建設技術研究開発助成制度
- (18) 循環型社会形成推進科学研究費補助金
- (19) 地球温暖化対策技術開発等事業
- (20) 環境研究総合推進費